

大雨・洪水災害に関する生活再建支援策など

8月9日の大雨・洪水災害により、被害を受けた皆さんへ、あらためてお見舞いを申し上げます。市はこれまでも、被害を受けた皆さんへの支援のため、さまざまな取り組みを進めてきました。このたび生活再建に役立つ施策や事業をまとめましたので、ぜひ活用ください。なお、支援策の詳細な内容などについては、担当課へ問い合わせるか、市公式ホームページをご覧ください。（支援策の内容は9月2日現在）

発行：盛岡市 市長公室 広聴広報課
（盛岡市災害対策本部広報担当）
☎020-8530 盛岡市内丸12-2
☎626-7517 ファクス：622-6211
Eメール：info@city.morioka.iwate.jp

り災証明書の発行

家屋の被害程度を証明する「り災証明書」を発行します。この証明書は、損害保険金の請求や融資などの申請に使います。

【申請方法】市役所別館6階の資産税課に備え付けの申請書に必要事項を記入し、賃貸借契約書の写し（借家の場合）、80

円切手を貼り付けた返信用封筒（窓口での受け取りの場合は不要）、印鑑を持参し資産税課へ届け出ください。申請書は市のホームページからもダウンロードできます

※現地調査を実施するため、証明書の発

行は受付日の翌日以降になります

【費用】1部300円

※郵送での証明書の受け取りを希望するときは手数料分の郵便小為替を同封ください

【問い合わせ】資産税課☎626-7530

市・県民税、国保税などの減免と納付相談

大雨被害などにより自身などが所有する住宅・家財が一定以上の被害を受けた場合、納期限が来ていない市・県民税の軽減または減免、国民健康保険税の減免などを受けることができます。また、所有する固定資産の被害の程度に応じて固定資産税・都市計画税の減免を受けることができます。いずれも、納期限の7日前までに申請した税額が減免の対象。減免の要件はそれぞれ異なるので、事前に問い合わせください。

▶市・県民税の軽減と減免

【申請方法】市役所本館2階の市民税課に備え付けの申請書に必要事項を記入し、印鑑を持参の上、市民税課へ届け出ください。なお、その他の必要書類などは、あらかじめ市民税課へ問い合わせください。申請書は市のホームページからもダ

ウンロードできます

【問い合わせ】市民税課☎626-7504

▶固定資産税と都市計画税の減免

【申請方法】市役所別館6階の資産税課に備え付けの申請書に必要事項を記入し、印鑑を持参の上、資産税課へ届け出ください。申請書は市のホームページからもダウンロードできます

※減免の対象になるかどうかを判定するため、現地調査を実施します

【問い合わせ】資産税課☎626-7530

▶国民健康保険税の減免

【申請方法】市役所別館1階の健康保険課に備え付けの申請書に必要事項を記入し、印鑑と「り災証明書（資産税課で発行、写しも可）」を持参の上、健康保険課へ届け

出ください。申請書は市のホームページからもダウンロードできます

【問い合わせ】健康保険課☎626-7527

▶市税の納付相談

収入が著しく少なくなったため、期限までに市税を納付できないときは、相談ください。電話による相談も受け付けます。

【相談日時】月～金曜（祝日を除く）、8時半～17時半

【相談窓口】市役所別館2階の納税課☎626-7503、同別館1階の健康保険課☎626-7527、玉山総合事務所1階の税務住民課☎689-3865

※9月10日(火)・12日(木)の17時半～20時と9月22日(日)の9時～16時、夜間納付相談と休日納付相談を納税課と健康保険課で実施します

介護保険料や保育料、水道料金などの減免

各保険料や保育料、水道料金などでも減免の申請ができます。

▶後期高齢者医療保険料の減免

【申請方法】市役所別館1階の健康保険課に備え付けの申請書に必要事項を記入し、印鑑と「り災証明書（資産税課で発行、写しも可）」を持参の上、健康保険課へ届け出ください

【問い合わせ】健康保険課☎626-7527

▶介護保険料とサービス利用料の減免

【申請方法】市役所別館5階の介護高齢福祉課に備え付けの申請書などに必要事項を

記入し、印鑑と「り災証明書（資産税課で発行、写しも可）」を持参の上、介護高齢福祉課へ届け出ください。申請書は市のホームページからもダウンロードできます

【問い合わせ】介護高齢福祉課☎626-7581

▶保育所保育料の減免

【申請方法】市役所本館5階の児童福祉課に備え付けの申請書に必要事項を記入し、印鑑と「り災証明書（資産税課で発行、写しも可）」を持参の上、児童福祉課へ届け出ください。申請書は市のホームページからもダウンロードできます

【問い合わせ】児童福祉課☎626-7511

▶国民年金保険料の特例免除

【免除期間】7月分～来年6月分

【申請方法】印鑑と「り災証明書（資産税課で発行、写しも可）」、年金手帳を持参の上、市役所本館2階の医療助成年金課か都南総合支所税務福祉係へ届け出ください

【問い合わせ】医療助成年金課☎626-7529

▶水道料金の減免

【減免内容】今年8月分の使用水量で前年同月と比べて増加した分。「り災証明書」の発行を受けた人は、申請不要です

【問い合わせ】経営企画課☎623-1411

ごみの収集と衛生対策

▶ごみの収集

家財などの災害ごみは「ごみの分け方・出し方収集カレンダー」により分別し、町内会などで指定している集積場所へ出して下さい。ごみの量が多いときや自分で搬出することができないときは、それぞれ担

当へ相談ください。

【問い合わせ】ごみの収集については資源循環推進課☎626-3733、廃棄物の搬出については廃棄物対策課☎626-3755

▶家屋などの衛生対策

大雨で浸水した家屋や土地などは感染症

などの予防が必要です。市保健所は、床上・床下浸水した世帯を対象に消石灰を配布。また、家具などの消毒のため、逆性石けん液（オスバン液）も配布しています。使用の際には、取扱説明書をよく読んで下さい。

【問い合わせ】保健予防課☎603-8308

農地や林道、井戸などの被害対策

市は、国の補助を導入できる箇所については国庫補助事業により復旧工事を施工し、国の補助を導入できない箇所については市単独補助事業により進めていきます。今後は9月中旬からの詳細調査や11月の査定に基づき、12月からの工事着手を予定しています。

農地などの復旧で国の補助制度の対象になるのは、1カ所（150㎡以内で連続して

いる被災地をまとめて1カ所と数える）に付き復旧事業費が40万円以上。国の補助事業の対象にならない箇所については原則として、自己負担による工事または市が費用の一部を補助する工事になります。国の補助事業か市単独補助事業のどちらに該当するか、補助率はいくらかなど詳しい内容は、地域説明会で説明するほか、各担当へ問い合わせください。

【問い合わせ】

- 農地の復旧や農業用施設の復旧など：農政課☎626-7540
- 林道や森林の復旧、家屋建て替えの市産材利用など：林政課☎626-7541
- 井戸から市水道への切り替えやトイレの水洗化補助など：給排水課☎623-1411
- 下水道受益者負担金・分担金の徴収猶予：下水道整備課☎623-1411

中小企業などへの支援

中小企業などに対しては、既存の融資制度の活用による支援のほか、現在、今回の大雨・洪水災害により甚大な被害を受けた繫地区などの企業を対象にした支援策を検討中です。支援策の内容が決まり次第、広報もりおかや市公式ホームページなどでお知らせします。

【問い合わせ】商工課☎626-7538

【既存の主な融資制度】

- ・開業資金（市商工振興資金）
- ・事業協同組合、企業組合や組合構成員への融資（市組合等振興基金）
- ・商工観光振興資金（県融資制度）
- ・小規模小口資金（県融資制度）
- ・特別小口資金（県融資制度）
- ・中小企業経営安定資金（県融資制度）

具体の支援内容や申請方法、必要書類など詳しくは、申請前に担当課へ問い合わせください。



その他の支援策

支援策	支援内容や対象など	問い合わせ先
被災者生活再建支援金	家屋が全壊や大規模半壊した世帯へ基礎支援金50～100万円を支給	地域福祉課☎626-7509
小規模災害被害者見舞金	家屋の全壊や半壊、床上浸水の程度に応じて1～3万円を支給	
応急修理事業	自分で家屋などを修理できない場合に費用の一部（上限52万円）を補助	
障害物の除去	自分で家屋内の障害物を除去できない場合に費用の一部（上限13万3900円）を補助	
宅地内に堆積した土砂などの搬出	宅地内に堆積した土砂や汚泥について、現地を調査の上、二次災害などの防止に必要と認められた場合に市が搬出	都市計画課☎639-9051 消防防災課☎626-7404
生活保護制度	経済的理由で生活に困っている人。相談には資産や収入が分かるものを持参	生活福祉課☎626-7510
電気料金などの特別措置	電気料金支払期限の延期や不使用月の料金免除、工事費負担金の免除など	東北電力(株)☎0120-175-466
災害関連資金の無利子化	農林漁業セーフティネット資金の貸付利子を5年間無利子に	農政課☎626-7540
飲用水検査手数料の免除	飲用水検査（簡易検査）の手数料を免除	生活衛生課☎603-8310
私道整備事業への補助	一定の条件に該当する私道の 신설や補修に、費用の6割を上限として補助	道路管理課☎626-7518
定期健康相談	健康相談や、血圧測定、心の相談など。日時や場所は問い合わせください	健康推進課☎603-8305
生活管理指導員の派遣	日常生活に不安を抱えている高齢者（65歳以上）の自宅へヘルパーが訪問	高齢者支援室☎603-800
生きがい活動支援通所	家に閉じこもりがちな高齢者をデイサービスセンターへ送迎し、サービスを提供	
災害に便乗した悪質商法対策	建て替えやリフォームなどの契約を勧める悪質業者への対応方法を説明	消費生活センター☎604-3301
就学支援	小・中学校で掛かる給食費や学用品の購入費などの一部を援助	学務教職員課☎639-9044

今回お知らせした支援策は、9月2日現在で実施している主なものです。国による激甚災害の指定などを受け、農業補償などこれから制度が決まるものもあるので、その都度、該当地域や市民の皆さんへお知らせしていきます。また、問い合わせ先が不明な場合やこの情報チラシに掲載されていない困りごとは、広聴広報課☎626-7517へ相談ください。